

第25回石巻市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成28年10月20日(木)午後2時00分～午後4時
- 2 場 所 石巻市役所 6階 第1、2委員会室
- 3 1号委員 浅野 亨委員(欠席)、大橋 邦雄委員、関口 駿輔委員、
白土 典子委員、大沼 正寛委員
- 2号委員 木村 忠良委員、櫻田 誠子委員、阿部 正春委員、
千田 直人委員
- 3号委員 高橋 政則委員、金子 潤委員(代理)、尾形 広義委員(代理)、
佐藤 俊之委員、渡辺 享子委員、吉田 由美委員
- 事務局 建設部 部長 木村 芳夫
- 都市計画課長 伊勢崎 誠一
- 課長補佐 松崎 泰政
- 技術課長補佐 佐藤 一弘
- 主査 戸田 良子
- 主査 土井 政博
- 主事 八木 祐大
- 復興事業部 基盤整備課長 後藤 寛
- 技術主幹 後藤 誠次
- 技術主査 畠山 隆一
- 集団移転推進課長 大壁 勇彦
- 技術課長補佐 今野 正太郎
- 区画整理第2課
- 技術主査 井上 泰聡
- 技術主査 高松 正之

傍聴者 なし

4 議 題

- 第117号議案 石巻広域都市計画公園の変更について(宮城県決定)
9・5・1号 石巻南浜津波復興祈念公園
- 第118号議案 石巻広域都市計画道路の変更について(宮城県決定)
3・2・2号 門脇流留線
3・2・18号 南光湊線
3・5・20号 濡仏線
- 第119号議案 石巻広域都市計画道路の変更について(石巻市決定)
3・4・7号 大街道石巻港線
- 第120号議案 石巻広域都市計画公園の変更について(石巻市決定)

- 2・2・1号 南浜町東公園
- 第121号議案 石巻広域都市計画 緑地の変更について（石巻市決定）
3号 聖人堀緑地
- 第122号議案 石巻広域都市計画道路の変更について（石巻市決定）
3・2・1号 河南石巻工業港線
3・3・11号 石巻工業港曾波神線
3・4・13号 石巻工業港運河線
- 第123号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について（石巻市決定）
新蛇田地区計画
- 第124号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について（石巻市決定）
新蛇田南地区計画
- 第125号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について（石巻市決定）
あけぼの北地区計画
- 第126号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について（石巻市決定）
新渡波地区計画
- 第127号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について（石巻市決定）
新渡波西地区計画
- 第128号議案 河北都市計画地区計画の決定について（石巻市決定）
河北団地地区計画

5 議事の概要

全員の賛成によりいずれの議案も原案のとおり承認された。

6 会議経過

午後2時 開会

【司会】 会議の開会にあたりまして、皆様に御願い申し上げます。携帯電話を御持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう御願い申し上げます。また、本日の次第3、報告の開始以降は、事務局が行うものを除き、写真等の撮影、録画、録音はできませんのでよろしく御願いいたします。

それでは、ただいまから第25回石巻市都市計画審議会を開会いたします。

本日御出席いただいております委員は、15名中、本人出席12名、代理出席2名の合計14名でございます。過半数に達しておりますので、石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

それでは、はじめに、建設部長の木村より、御挨拶申し上げます。

【木村建設部長】 皆様ご苦勞様でございます。建設部長の木村でございます。本日は市長が皆様に御挨拶するところではございますが、公務のため出席が叶いませんでしたので、私の方から御挨拶をさせていただきます。本日は、皆様にはお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃より本市の都市行政をはじめまして、各般にわたり多大なる御支援、御協力を賜り御礼申し上げます。今年で震災から5年7か月が経過いたしました。本都市計画審議会の経過を申しますと、震災以降、平成23年の9月に、震災から6か月後になりますが、第5回の都市計画審議会を震災後開催いたしまして、復興推進地域ということで、復興の想定されるエリアを決めるというふうなことからスタートいたしまして、今回で21回目というふうなことで数々の都市計画、まちづくりに関する案件を審議いただいております。そういったかたちで、現在の復興公営住宅の入居、それから防災集団移転事業の宅地の引き渡し等々ですね、住まいの再建が進んでおりました。本年9月には石巻東消防署の開庁、また市立病院が開院いたしまして、皆様の安心安全が確保されているところでございます。今後も市民の皆様に本市の再建した姿を実感していただけますよう職員一丸となって鋭意事業に取り組んでまいりたいと思っております。さて、本日委員の皆様には御審議いただきますのは、石巻市震災復興基本計画において、震災復興のシンボルとして位置づけられております、石巻南浜津波復興祈念公園の都市計画決定や、防災集団移転先として整備しております二子地区の河北団地に新たな地区計画を定める案件等の合計12議案となります。委員の皆様におかれましては、さまざまな専門分野での視点、あるいは市民としての視点から、忌憚のない御意見、御所見を賜り、御審議いただきますよう御願い申し上げあいさついたします。よろしく御願いいたします。

【司会】 次にお手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、議案書、諮問書の写し、A4版カラーの第117号議案石巻広域都市計画公園の変更（宮城県決定）資料の3種類でございます。資料等に不足はございませんで

しょうか。それでは、大沼会長、本日の議事の進行をよろしく御願いたします。

【大沼会長】 大沼でございます。遅れて申し訳ございませんでした。前回の審議会が3月だったかと思いますが、半年ほど経ってですね、先程、御挨拶にもありました病院のこととか色々進行した事がございますし、今回もまた重要案件でございますので是非とも御意見を賜れればと思っております。それでは本日の議事の方を進めて行きたいと思っております。まず傍聴の方はお配り致しました、注意事項を御守いただき審議会の秩序の維持に御協力をよろしくお願いたします。それでは議事に入る前に報告がございます。第24回石巻市都市計画審議会の議案の処理について事務局より報告御願いたします。

【事務局】 建設部都市計画課の伊勢崎と申します。私の方から、前回の第24回石巻市都市計画審議会議案の処理結果について報告させていただきます。

議案書の次第の次のページ、右上に報告と書かれてある資料を御開き願いたいと思っております。第24回石巻市都市計画審議会は、3月17日に開催し、第115号議案から第116号議案の2議案につきまして御審議をいただいております。処理結果につきましては、表の右側、処理結果欄に記載のとおり、第115号議案から第116号議案ともに、平成28年3月31日付けの決定、告示を行ってございます。報告事項については以上でございます。

【大沼会長】 ありがとうございます。委員の皆様から何かございますか。

(「異議なし」の声)

それでは、議事に入ります。御手元の議案書1ページ目に、今日の議題が列挙されております。はじめに第117号議案「石巻広域都市計画 公園の変更(宮城県決定)について」から第121号議案「石巻広域都市計画 公園の変更(石巻市決定)について」までは、相互に関連する議案ですので、一括して事務局より御説明いただき審議させていただきたいと思っております。

以上5件の議案の説明を事務局より御願いたします。

【事務局】 復興事業部基盤整備課長の後藤と申します。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

はじめに、本来まちづくりは市町村が主体となって行っていくものですが、今回変更いたします第117号議案都市計画公園の変更及び第118号議案都市計画道路の変更については、宮城県決定の議案となっております。この都市計画の変更にあたり、宮城県から都市計画法の規定に基づき、関係市町村である本市の意見を求められましたので、意見を述べるにあたり当審議会でご審議いただくものでございます。

第119号から第121号議案までは石巻市が定める都市計画となっておりますが、そ

それぞれ密接に関係していることから、一括でご説明させていただきます。

それでは、第117号議案石巻広域都市計画公園の変更 9・5・1号 石巻南浜津波復興祈念公園について説明させていただきます。

まず、1ページの計画書の案を御覧ください。

変更内容は、9・5・1号石巻南浜津波復興祈念公園約38.8haを石巻広域都市公園に新たに追加するものです。

変更の理由は、表の下にあります「理由」の欄を御覧ください。今回の変更は、「東日本大震災からの復興の象徴とするため、犠牲者への追悼と鎮魂の場であるとともに、被災の実情と教訓を後世に伝承する場となる公園を追加する」ため都市計画公園を変更するものです。

2ページには都市計画の変更に係る土地の調書として追加する字名一覧を掲載しておりますので5ページの字界図とあわせて御覧ください。

3ページをご覧ください。こちらは総括図の案になります。総括図に都市計画公園の位置を示しております。図面上が北で、右下の凡例にあるとおり、新たに追加する区域である「石巻南浜津波復興祈念公園」を赤色着色で示しております。

4ページを御覧ください。こちらは計画図の案になります。計画図には、都市計画公園の区域を示すこととなっております。凡例は、3ページの総括図と同様で、新たに追加する区域を赤色着色で示しております。

では、今回決定いたします都市計画公園の概要について説明させていただきます。

石巻南浜津波復興祈念公園は、平成23年12月に石巻市震災復興基本計画においてその整備が位置づけられました。その後、地元住民等の方々とワークショップや有識者による検討委員会、パブリックコメント等によって、計画の検討が重ねられてきたものであり、平成25年度には「基本方針」、平成27年度には「基本計画」が策定されました。

これらを受け、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後生への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信を目的に、震災による多くの被災を受けた「石巻市南浜地区」に、本公園を設置する計画としております。

なお、この地区は、建築基準法に基づく「災害危険区域」に指定されており原則非可住地域とされています。

次に公園の区域の詳細についてご説明いたします。6ページ右上の図をご覧ください。緑色で着色した部分が本公園の区域を示しております。

本公園の区域は、北側は「南光湊線」、西側と南側は「門脇流留線」、東側は「市道南浜東1号線」に囲まれた区域、そして、「市道南浜東1号線」を挟んで東側の飛び地となりますが、「市道南浜東1号線」、「2号線」、「門脇流留線」に囲まれた区域となっています。

なお、一部、小さく中抜けとなっている部分が3箇所ございますが、これらは、震災前から現地にありました「北向地蔵」「善海田稲荷」「濡仏」の存置されていた場所であり、これらは、地元からの要望もあり、現地に存置することとしておりますが、公園施設

として管理することができないため公園の区域からは外すこととしております。

次に、同じく6ページの横断図をご覧ください。「①断面」「②断面」…とあるのは、平面図の「①断面」「②断面」…としている位置の横断図になります。

左上が南光湊線の横断図です。図に示すとおり公園の区域は南光湊線の都市計画道路区域端までとしております。

南光湊線は、多重防御施設である高盛り土道路として、図に示すとおり法尻までを、既に都市計画決定しております。

左下の横断図を御覧下さい。これは門脇流留線になります。これについても、公園の区域は都市計画道路区域端までとしております。後ほど、道路の説明の際に詳しく御話させていただきますが、門脇流留線の公園隣接区間については高盛り土道路としての機能を有していないことから、都市計画道路の区域は路面端である地先境界ブロック端までとしております。

右下は市道南浜東1号線、2号線になります。公園の区域は道路区域端までとしております。これらの市道は、都市計画決定はしておりませんが、法肩までを道路として管理する区域としております。

次に、7ページを御覧下さい。これは6ページの区域図の「交差点A」「交差点B」…で示した場所の交差点の図面になります。緑色で着色しているのが公園の区域、赤線が都市計画道路区域、青線が市道の区域、黄色が土地区画整理事業の区域を示しております。図に示すとおり、道路の隅切り部分は道路の区域に含め、公園の区域は各道路の区域端までとしております。

次に、本公園の施設配置の考え方についてご説明いたします。8ページを御覧下さい。

本公園は、南浜地区の土地の履歴を示すかつての「浜」、市街化後の南浜地区への想いや記憶が残る「街」を土地利用の前提としたうえで、東日本大震災による犠牲者を追悼し、被災の教訓を次世代へと伝承していくことをコンセプトとしております。このため、「土地の履歴」を踏まえ、微高地を拠り所に公園の中心付近に「追悼の広場」を、これを囲むように一時避難地となる「築山」、ビジターセンターなどの「中核的施設」を配置しています。また、このあたりには、かつて湿地や松原が多く存在していたことから、追悼の広場の南側に、「池」と「松原」を配置することとしています。

園路については、「街の記憶」を踏まえ、かつての街割（街路網）をベースに配置しています。また、図面左側、公園の西側のゾーンには、運動やレクリエーションなど、市民の多様なニーズを考慮した多目的広場を配置します。

図面右下、南東側の飛び地のゾーンにつきましては、市民活動のための空間としての利用を想定しております。

具体には、本公園では、復興の象徴として市民参加による杜づくりを検討しているため、苗木づくりの圃場であったり、資材の保管場所などのバックヤードとして利用する計画としております。

公園の出入り口については、「追悼の広場」に近い公園北東側には、メインエントランスとして「北側エントランス」を、公園西側の多目的広場付近には、利便性を考慮し「西側エントランス」「南側エントランス」を設置することとしており、エントランスを設置する交差点には信号機が計画されております。

また、それぞれに「東駐車場」「西駐車場」「南駐車場」を付帯させ、大型車両9台を含めて計340台分の車両が駐車できるスペースを確保しております。なお、このほかに、繁忙期には、市民活動空間などの場所を一時的に仮設駐車場として利用することも計画しております。

最後に、公園利用者の避難計画についてご説明いたします。

本公園は、津波発生時には浸水が想定されており、安全な高台に避難する必要があるため、公園利用者の避難目標地点は「日和山」として計画しております。しかし、公園の一部区域では、「日和山」までの距離が、市の防災計画で定める避難可能距離を超えているため、この区域の利用者については、公園の築山へ一時避難する計画となっております。なお、築山の規模は、地盤からの高さが約9m、避難スペースは、約500㎡となります。

なお、ただいまご説明させていただきました第117号議案につきましては、平成28年9月16日から9月30日までの2週間、案の縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

建設部都市計画課長の伊勢崎と申します。

続きまして、石巻広域都市計画道路の変更(宮城県決定)について御説明申し上げます。

9ページ目を御覧ください。計画書となります。

今回の変更は、計画書下段の理由を御覧下さい。

先程説明のありました「石巻南浜津波復興祈念公園の設置に伴い3・5・20号濡仏線を廃止するとともに、周辺土地利用状況との調整を図るため、3・2・2号門脇流留線及び3・2・18号南光湊線の区域の一部を変更するもの。」です。

中段の表を御覧下さい。区域、交差箇所、備考欄の太字ゴシック体で示しているのが変更内容となります。

変更を行う区域及び追加する区域の字につきましては、10ページ及び13ページの字界図を御覧ください。

11ページを御覧ください。総括図でございます。

こちらは都市計画道路中、今回変更等の対象となる路線の変更の概要を示した図面となります。

右下の凡例にあるとおり、既に決定させている区域については、ピンク色で示し、変更して区域を追加する区間については赤色で示し、区域を廃止する区間については黄色で示しているものです。

12ページを御覧下さい。これは、変更箇所付近の区域を示した計画図になります。

右上の凡例にあるとおり、既に決定させている区域についてはピンク色で示し、変更して区域を追加する区間については赤色で示し、区域を廃止する区間については黄色で示しているものです。

図面右下の「濡仏線」は、石巻南浜津波復興祈念公園の設置により、今回廃止する路線です。

図面左側の日本製紙石巻工場脇をとおり「門脇流留線」は、道路法線を図面左側の日本製紙石巻工場側に振っております。

そのため、南光湊線との交差点が日本製紙石巻工場側に約10m移動しております。

門脇流留線の変更箇所の代表断面として、青書きしているA-A'-B-B'-C-C'-D-D'の4断面を14～15ページに示しております。

また、緑書きの丸で囲っている交差点①、交差点②、交差点③を16～18ページに示しております。

14ページを御覧ください。前のページで示しました門脇流留線の代表断面を変更前後に比較した図面です。図面左側のA-A'断面では、石巻南浜津波復興祈念公園及び新門脇地区被災市街地復興土地区画整理区域等への歩行者ネットワークを考慮し、片側歩道から両側歩道に変更するとともに、周辺の土地利用状況から側道を無くし、左側に一部区域を追加し、右側に廃止する区域が生まれました。

図面右側のB-B'断面では、両側への歩道設置に伴い、道路法線を日本製紙石巻工場側に移動しました。A-A'断面同様に側道を廃止するとともに、道路左側の山側の掘削を最小限に押さえる工法を採用した上で、左側を一部廃止し、右側を一部追加しております。

15ページをご覧ください。図面左側がC-C'断面の横断図になります。

両側への歩道設置に伴い、道路法線を日本製紙石巻工場側に寄せたことで左側の廃止する区域が生じ、右側が一部追加する区域となります。

図面右側のD-D'断面については、石巻南浜津波復興祈念公園との調整により、公園側の区域を廃止し、右側の区域を追加する断面構成となっております。

道路の構成としまして、3m幅員の車線上下線と交差点間隔が近いために3mの付加車線を連続させ、車線等の幅員として9mをとり、路肩50cmを両側、歩行者自転車の空間として両側に3.5mの自転車歩行者道を確保し、合計17mの幅員構成としております。

区域の設定は、高盛土道路として必要な法面等の必要区域までは、区域に設定しております。

16ページを御覧ください。門脇流留線と市道宜山大手町1号線との交差点となります。日本製紙石巻工場正面との十字交差の交差点となります。

17ページを御覧ください。門脇流留線と南光湊線との交差点となります。

門脇流留線が日本製紙石巻工場側に道路法線を振りましたので、南光湊線の起点が約10m延長増となります。

18ページを御覧下さい。門脇流留線と臨港道路東海岸線、石巻南浜復興津波祈念公園出入口との十字の交差点となります。公園側の隅切り部を一部追加しております。

なお、ただいま御説明させていただきました第118号議案につきましては、平成28年9月16日から9月30日までの2週間、案の縦覧を行いました。縦覧者は1名。意見書の提出はございませんでした。

最後に、石巻市決定分であります、道路、公園、緑地の変更 についてご説明申し上げます。スクリーンを御覧ください。

ただいま説明して参りました、宮城県決定であります石巻南浜津波復興祈念公園の追加により変更が生じるものでございます。石巻南浜津波復興祈念公園が追加されることにより、赤色で点滅している区域、既存の南浜町東公園、聖人堀緑地、大街道石巻港線の区域に重複が生じることから区域の廃止を行うものです。

19ページを御覧ください。石巻広域都市計画道路の変更 3・4・7号大街道石巻港線といたしまして計画書を載せております。太字ゴシック体で記載されている箇所が変更箇所となります。

変更理由は「石巻南浜津波復興祈念公園や防災マリーナ等の土地利用計画との整合を図るため、3・4・7号大街道石巻港線の区域の一部を変更するもの」です。

廃止する区域の字につきましては、20ページ及び23ページの字界図を御覧ください。

21ページ総括図を御覧ください。路線名が大街道石巻港線、起点が門脇字元浦屋敷から終点門脇町三丁目まで、延長が約4,890mから今回の変更により約4,720mに変更されます。車線の数、2車線、代表幅員が20mとなっております。今回変更する部分は南浜町の黄色で着色されている箇所になります。

詳細な区域につきましては、22ページの計画図を御覧ください。黄色で着色されている箇所が廃止する区域となります。

一部廃止により延長が約4,890m から約4,720mに変更になり、終点位置が変更となります。

24ページを御覧ください。先程御説明いたしました石巻南浜津波復興祈念公園の追加により、S字で描かれている道路を作ることによって現在の大街道石巻港線と区域が重複するため一部廃止するものです。

25ページには、標準断面図として24ページのNo. 2、No. 8付近と記載されている箇所の断面図を載せております。

続きまして第120号議案、石巻広域都市計画公園の変更となります。

26ページを御覧ください。石巻広域都市計画公園の変更 2・2・1号南浜町東公園といたしまして計画書を載せております。

変更理由につきましては、石巻南浜津波復興祈念公園が都市計画決定されることにより区域が重複するため公園を廃止するものです。

28ページの総括図で場所の確認を御願いたします。南浜町二丁目の現在都市計画決

定されております南浜町東公園を石巻南浜津波復興祈念公園が都市計画決定されることにより、区域が重複するため公園を廃止するものでございます。

29ページを御覧ください。最後となりますが、第121号議案 石巻広域都市計画緑地の変更 3号聖人堀緑地といたしまして計画書を載せております。

変更理由につきましては、石巻南浜津波復興祈念公園が都市計画決定されることにより区域が重複するため緑地を廃止するものであり、第120号議案と同様となります。

31ページの総括図で場所の確認を御願いたします。門脇町四丁目及び門脇町五丁目の各一部に現在都市計画決定されておりますが、石巻南浜津波復興祈念公園が都市計画決定されることにより、区域が重複するため緑地を廃止するものでございます。

石巻市決定分であります、第119号議案、第120号議案、第121号議案におきましても、平成28年2月26日から3月11日までの2週間、案の縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく御願いたします。

【大沼会長】 それでは、説明ありがとうございました。議題が5つございますけども、初めの2つが県の決定に対する意見ということで、それから市の決定ということでしたけども、委員の皆様いかがでしょうか。重要案件でございますけども、御意見、御質問を受け付けたいと思います。

【大沼会長】 はい、御願いたします。

【白土委員】 8ページでよろしいでしょうか。築山を作って、9mくらいの高さでもしまた同じような災害が起きた時に対応するという御話ですが、9mで大丈夫でしょうか。かえって無い方が、例えば気仙沼とかいろんな所を見ていると、そういうものがあつたために逃げたけれども、今回かなりの方が亡くなられたというのがあるんですね。それで9mでどんなものなのかなと思って。不安になります。

【大沼会長】 回答、御願いたします。

【事務局】 ただいまの御質問は、築山で一時避難する場合にそこに逃げて被害に遭うかもしれないというご指摘でございましょうか。

まず、築山の高さの御説明の補足をさせていただきますと、現地盤面から9mと説明させていただきますまして、標高では約10mとなっております。基本的には、市の防災計画に基づきまして、基本は安全な高台に避難というのが原則でございます。あの地域の一体を先程の図面でお示ししたとおり、旧北上川の右岸の突端の方とか、避難可能区域から外れる部分がございますので、そういった方々の一時避難として築山を計画しているところで

ございまして、基本的には日和山方面に逃げるというのが、津波の規模に依らず、そういったことで公園利用の方の、具体的な利用のサイン計画であるとか、そういった所で一時避難だということを踏まえて施設計画の方をしていきたいと考えておりますので、御理解の方をよろしく御願いたします。

【大沼会長】 ただいまの回答でよろしいでしょうか。

【白土委員】 施設の中で距離的にどこか1箇所、そういったことがクリアできないとは分かるんですが、かえって危ないんじゃないかと思います。だとしたらタワーみたいなものを建てて、もっと高さを高くするという形じゃないと同じ結果になる。

【大沼会長】 今の御話を伺いますと、避難タワーの話というのは、何か可能性はあるんですか。

【事務局】 施設計画の件についての御意見と理解させていただきまして御回答させていただきます。

現在、国、県、市で実施設計の方を行っておりますが、このエリアに示すような基本計画、基本設計の案で大まかな施設計画は進む予定となっております。避難タワー等々の御指摘でございますが、あくまでも先程、説明申し上げました避難タワーを作るにしても避難困難区域であるとか、そのエリアから外れるという条件が必要になるかと思っております。避難タワーにつきましては人工的な構造物ということでございまして、耐用年数等々がございすけども、土砂で作る築山につきましては、長い期間、構造物とは違いまして耐用年数は耐えられると、築山の構造につきましては国土交通省で出されております、津波等の考え方のガイドラインが出ておりますので、そういったものに準拠しまして築山の設計はなされるかと思っております。尚、今回の築山につきましては、県営公園の施設の中の施設の一部ということになっております。

【大沼会長】 今のような御回答でしたけども、いずれにしても、それなりに広い領域に場合によっては多くの人が集まっていて、そこから日和山の避難を目指すという時に色々な経路や、当然混乱も考えられるわけですね。今回決定する案件は当然計画の内容とか公園の詳細では無いんですけれども、しかし、とても重要な御指摘だし、ここで再度ですね、今の御質問をですね、議論しておくことが重要だと思われまますので、他にもいかがでしょうか。

【木村委員】 はい。

【大沼会長】 御願います。

【木村委員】 今回の白土委員に関連することなのですが、ちなみにですね、この前の震災では、あの地点で何mくらいの津波がきたんですか。

【事務局】 今回の東日本大震災での津波でいいますと、今次津波という言い方をしておりますけれども、標高で7mくらいまできた実績をうけております。

【木村委員】 そうしますと、標高10mということで、この前の震災の津波よりも3mは余裕があるということなんですね。白土委員が言うのは、いわゆる、そこに避難した場合には次に避難は出来ない訳です。辺りが酷いから。例えばそこから橋が架かっているとかそういう訳でない。だから、そういう心配があると。その辺をもうちょっと整備をしておかないと、そこに逃げれば完全に大丈夫なんですと言うのにはちょっとかなと感じましたんですが。

【大沼会長】 回答御願います。

【事務局】 今回の様に基本計画、施設計画を策定するにあたりまして、パブリックコメントでありますとか市民のワークショップ、そういった場面でも同じような御指摘がございました。今後の津波、5年、10年、100年、1000年、周期は分かりませんが、最大最悪を想定すれば安全な高台に避難するのが一番だという事で市の防災計画上もそうっております。今回の築山の使い方とか避難計画の詳細の中で安全な高台に避難することを基本に築山は一時避難施設という位置付けになってございますので本来は高台に逃げるのが原則というのを踏まえての今後の運用の方で検討させていただけたらと思っております。

【大沼会長】 よろしいですか。はい、渡辺さん。

【渡辺委員】 同じく8ページの公園の中身に関する質問ですけれども市民活動空間の用途が分からないと思ったんですけれども、市民活動区間と多目的広場があると思うんですけれども基本的に市民活動空間は市民の参加の杜づくりの為に活用する施設という説明だったかと思うんですけれども、特定の活動の為に活用する空間という事で一般的には利用しないという話なのかということと、濡仏堂とか善海田稲荷とか公園の計画区域から外すということで具体的にはここで濡仏堂を存置する以上の活用方針が市民の方から示されているのか。

【大沼会長】 はい、回答御願います。

【事務局】 2点ほど御質問いただきました。まず、市民活動空間の具体的な運用の方針という事でよろしいですか。

【渡辺委員】 先程の御説明だと特定の市民活動の為に残してある空間という印象を受けただけですけど広く一般には使わないのでしょうか。

【事務局】 はい、お答えいたします。図面の右下の方の市民活動空間の所と理解してよろしいですね。先程、私の方の説明は植樹の時間活動、市民活動のバックヤードとして位置づけておりますと御説明しましたがバックヤードという機能はここにもたせたいなと思っておりますけれども、様々な要望の形態に対応できるような、言ってみれば多目的な広場なんですけれどもバックヤード的な位置付けと御理解していただけたらという事です。それと濡仏、北向地藏、善海田稲荷、3箇所ほど公園区域から除外しておりますけど公園として一体化出来ないかという質問でよろしかったでしょうか。

【渡辺委員】 一体化出来ないかというか濡仏以外の敷地が大きいと言えば大きいんですけどもそこはそのまま現状維持なのか。

【事務局】 今回、公園区域から3箇所は外しておりますので基本的には現状で維持されるかと思っております。それぞれ管理されている団体とか宗教施設がございますので土地の履歴上のそこにそういう物があつたという事が公園作りの大切な伝承、継承していく上での一つのコンセプトとして考えておりますので敢えて公園区域から外して現状を保存していくという趣旨でございます。

【大沼会長】 よろしいですか。関連して聞くと、これを維持してコミュニティーというものが健全に繋がって行ってその方々が草取り一つするのもやっていくような話なんですかね。

【事務局】 それぞれですね、善海田稲荷、北向地藏、濡仏も管理されている団体さんがいらっしやいまして、現在でも月一とか除草、清掃されていることでございますので続けていけるような配慮をしていきたいということでございます。

【大沼会長】 他にいかがでしょうか。はい。

【佐藤委員】 質問です。4ページを見ると全体で38.8haの面積があると思うので

すが今回、国で作る部分、県の部分、市の部分あると思うのですが、比率がもし分かるのであれば教えていただきたいのと、この広さを今後、継続的に維持していく上でどれ位の費用が年間掛かるという試算が出来ているのであれば、荒れ果てるという形は無いんでしようが維持費が負担にならなければいいのですが、その辺、教えていただければ。

【事務局】 まず、第一点目、国県市の面積割合といいますか比率という事ですが、今現在、約38.8haの内、市立公園、市営公園といわれるものにつきましては公園の東側、多目的広場3ヶ所ほどありますところと市民活動空間のエリアが案として出ておりましてそこが16.6ha、県のエリアにつきましては追悼の広場とか池とか中心部になるところ、これが22.2ha、この22.2haの内、約10ha程度が国営の追悼記念施設になるという事でございますので国が10、県は12.2、市の方が16.6haという事でございます。

維持管理費につきましてはこの公園の実施設計の方を現在進めておりまして、施設とか出来た段階でないとハッキリとは申し上げられませんがやはり、一定規模の公園でございますので面積が広くございます。市が管理している公園等の実績を鑑みましても相当な維持管理費が発生してくる可能性はございますので、その点につきましては市民団体さんとか公園の民間さんとか市民の方々に色々手掛けていただける様な手法を参加型維持管理検討協議会ということで考案させていただきましてそういった議論も市民レベルでスタートさせていただきましてところでございます。

【大沼会長】 はい、よろしいでしょうか。他に。

【白土委員】 例えば、市民活動拠点というのはどちらかというと県とか国の所にあるということかな。先程、市民活動空間というのはバックヤードとして、こちらは市の管理、池で分かれる形になるのかな、とした場合、バックヤードとしての市民活動空間と活動拠点が離れすぎているのかとその辺はどうなのか。

【事務局】 今の質問は市民活動拠点の中央から左側の茶色で塗ってある所とバックヤード的に使いたい市民活動空間、右下の方が離れているんじゃないかという御質問ですね。まず茶色で塗ってある市民活動拠点の方から御説明させていただきたいと思います。このことにつきましては県、国営追悼施設、つまりは国エリアの中に含まれます。活動拠点の意味合いといいますのは当地区で震災以降、様々な伝承活動、市民レベルで既に行われている所でございます、これから公園が出来るとして平成32年度まで、そういった貴重な市民活動を継続させていく上で施設エリアの中に国の許可を頂いてそこで活動していただくというエリアということになります。それから右下の市民活動空間といいますのは例えば池の除草であるとか木の枝払いした資材の置き所に困る訳ですね、そういった場合はバック

ヤードとか木工教室みたいな木を切った物で教室をやりたいとか色んな御声がありますので、そういった資材置き場とかバックヤードが必要だろうということで棲み分けさせていただきます。

【大沼会長】 はい、よろしいでしょうか。他に。

【千田委員】 一つ御伺いしたいのですが先般、現地説明会がございまして現地に行っただけで尚更感じたしだい何ですが、公園ですから当然緑地、緑が欠かせない訳なんですけど植栽なんですけど新聞等で報道されていますが、種から植物を育ててそれを公園に植えて緑を確保するという構想だったんですが考え方としては非常に良いことだなど、市民皆が参加する公園作りという意味では良いなと思うんですが近くにハウスがあってここで育ててる、見せてもらったなら30cm位の高さまで伸びている。38.8haに全然、どこにも足りないと思います。アカマツ、クロマツが随分多くて震災前の湿地と松原であった場所を復元再生するという事からいいますと、どうしても松もある程度成長した木を移し込んでこない公園整備という風な形になっていかないんじゃないかとその辺り、植栽、樹木、下端は芝張り施行なのか、御伺いしたい。

【大沼会長】 はい、回答 御願います。

【事務局】 基本設計の段階で試験植栽をまず行っております。当地に適正な樹木の選定のための試験植栽を行っているところでございますが、御指摘ございましたとおり海面地帯でございますので、まず林を選定するというコンセプトの海の部分、苗木から育てるのは良いけれど時間が掛かってしまうだろう、まず公園の限られた予算の中であれだけの植栽までには予算的に厳しいというのが現状でございますので市民団体の御力もお借りするようなことを検討させていただいておりますが、国エリアの追悼広場とか公園の核となる所につきましては仕立て上げた松に限らず入れるような形になると思います。周辺とか公園の場所でもありますので市民活動で苗木を育てて入れていただいたり各種団体で植樹活動の御相談もございますので、そういった方々の御力を頂きながら全体を緑化していきたい。それから、完成図では緑色の全体が芝生で覆われるようなイメージで着色してございますが、予算の関係で現状のところではこれだけの広大な芝を整備する予算が間に合わないような状況でございますので、年次計画にポイント毎に整備していくような形になるかと思っております。

【千田委員】 全て予算なんですけど、国の復興応援で整備する所を大々的に新聞で市民、国民にも知らしめてる以上ですね、予算という事だけでは何とも寂しい限りだと私は思います。公園ですから最初から松の高木があって日陰で涼むとか芝が張ってあって寝ころん

で夢を見る様な安らぎの場が公園じゃないのかなと、今ボランティアで育ててもらってる苗木も大変意義のあることですが、それはそれとしてこのコーナーこの地区はということと定めて、他は図面を見ますと海岸沿いはクロマツが殆どビッシリ、内側にアカマツが北側にもアカマツが、少しだけクロマツが松だらけと言っても過言ではない図が示されてある、市民が目にしてている絵なんです、これに遠くない形に近づけていかないと公園にならないんじゃないのかと心配されますのでその辺御配慮いただきたいと思います。

【大沼会長】 はい。重要な御指摘だったと思いますので意見ということでもよろしいでしょうか。壮大な公園の計画の完成形が中々イメージしづらい、図の様になるそれまで時間が掛かる。御指摘を踏まえて皆さんの方で検討していただくとして、今回、都市計画審議会ということで案件としては計画そのもの自体を審議していかなければなりません。他に御指摘がなければ、はいどうぞ。

【白土委員】 希望なんですけど38ha、こういう所にしょっちゅう来るとなると来る理由があれば皆足を運ぶと思うんですよね、例えば日和山にツツジの時期とかありますよね、石巻に帰ってきた時に何回も色んな会議で言ったんですけど並木作りが下手な地区なんです、色んな所に柳並木があるんですが木が一本一本樹枝が違うんです、樹枝が中里の裏側のところ並木じゃないんですね、勃勃と色んな木が生えていてそこに行くと皆で楽しんでこようか、綺麗だねとは程遠い造園計画になっているので、できればここはこの時期だったらツツジが一杯で皆でお弁当持って行こうねというような造園計画を是非していただきたいと思います。

【大沼会長】 はい。ありがとうございます。御願います。

【関口委員】 続けて私の方からも意見、希望なんですけれども白土先生の方からお弁当を持って楽しめる様な環境をという話でしたけれども、どこで食べるんだろうとどこで食材を手に入れようという話でお弁当を持ってくる方だけじゃなくて公園なので中々、調理施設はルール上許されないんだと思うんですが特区の制度を活用したりとか例えば公園の中でカフェテリアみたいなのがあってコーヒーを飲みながら、しかも追悼の広場で皆で楽しく過ごせる様な空間、湊の方で川のプロムナードの様なものを作られている訳ですけども同じ様に本当に楽しんでいけるところ食事もできて、美味しいご飯も食べられて珈琲も飲めてたまにはワインも飲みながらそんな空間があると素敵なのかなと思ったりしました。

【大沼会長】 そうですね、非常に海に近い所があるだけにあまり計算外の人がいて災害になったら危ないという話もあるのかもしれませんが基本的にはこれだけの投資をする空

間でむしろ市民が有効に使わなければ無駄になってしまう。先生方が仰った様に目的が強くても強くなくても有効な空間作りをしていって、それが段階的にですよね、一遍に完成形があるんじゃないかと、それが続いていかなければいけない、ここに子供さんを連れて行って、やがてお子さんが大きくなって帰ってくるみたいなりピートする様な感じにしなければ無駄になってしまう。当然、これだけの施設ですし市民の方のみならず県民、国民の関心の的でもありますので引き続き中身を詰めていただくというのは我々メンバー全員からの要望としてお伝えしたいと思います。他にございますか。

【阿部委員】 多目的広場三ヶ所の活用を改めて御伺いします。

【事務局】 多目的広場は三箇所ほど描かれております。市のエリアですので市民の多様なニーズを受け答える場所として基本計画の基本設計の段階でスポーツの出来る場所とか御要望がございました。今現在、実施設計中でございますが基本的には野球やサッカー、ラグビー等ができる位スペースは取りたいと考えております。専用のグラウンド整備まで行き着くかどうかは今後の実施設計と予算、お叱りをいただきますけれども予算的な問題もありますが基本的にはそういったスペースが可能な空間を整備する。

【阿部委員】 スポーツ等々の空間、できればバックネットとかきちんと出来る様な広場にしたい。この復興公園、今後の防災に向けても活用できると消防団の人達の訓練の場所の問題もありましたよね、そういった所で訓練をしたり操法をやったり市民の防災訓練ですか、そういう広場、三箇所ある中で今年はこっちでやるとかあっちでやるとかじゃなくて皆さんと防災訓練が出来る様にきちんとした広場を位置づけた方が良いような気がするんです。予算があればバックネット、サッカーになればゴールを設置すると思う。ある程度特定なと思うんですよ。復興公園ですので防災に向けての広場が必要なのかなと思いました。

【大沼会長】 はい、御意見という事でよろしいですね。他にございますか。

【吉田委員】 市民としての要望なんですけれども、やはり避難ビルは設けて欲しいなという思いがあります。やはりこの南浜地区ではかなりの方が亡くなられておりますので日和山があるからそちらに逃げればという話ではないと思うんですね、避難ビルに何日か分の食料を備蓄するとか、そういうのを検討していただきたいと思います。

【大沼会長】 はい、御指摘ありましたので記録をしていただき伝えていただきたいと思っております。いずれにしてもこちらを含めてそうですし、工業地帯で働く方もいますし、いずれにしても市として災害危険区域に入っているから気になる場所とか一時避難場所とか総

合的に把握されていて、必ず救助に行けることを計画されていると思いますが、そこに穴がないか御指摘を含めて計画に生かしていただければと思います。それではよろしいですか。はいどうぞ。

【櫻田委員】 先程、説明いただきました駐車場の件なのですが、大きい駐車場は右側の東駐車場にありますけれど普通車234台、バスが9台ということですがこれはこれとしても、例えば多目的広場の方、球場だったりで配置するのであれば駐車場の予算もないと大きなイベントがあった時には逆に多目的広場が駐車場ということだったんですが多目的の広場を使う時に駐車場が離れてる、西はありますけれど台数が限られている。基本的に中は歩くコースということで考えてよろしいんですか。中心部、細い道は道路形式になっていますが車が走るということではなく歩行する散策路のイメージでしょうからできれば端の方に駐車場の配置が必要ではないかと思いました。

【大沼会長】 駐車場計画の背景みたいなのを御願います。

【事務局】 駐車場計画をもう少し説明させていただきます。委員さんから御指摘ありました、東側は駐車台数が243台、大型車9台が停められると、それから西側の駐車場の多目的広場の一番上の西駐車場の方には58台、南駐車場は39台、ある程度分散する様な形で配置させていただいております。尚、台数については現在、実施設計で精査中でございますので御指摘も踏まえて検討させていただければなと思います。

【大沼会長】 はい、よろしいでしょうか。そろそろ審議の方に移りたいと思います。

それでは、第117号議案

「石巻広域都市計画 公園の変更（宮城県決定）について」、賛成の方は、挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 はい、ありがとうございます。全員の賛成により本案は原案のとおり承認されました。次に、第118号議案

「石巻広域都市計画 道路の変更（宮城県決定）について」、賛成の方は、挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。

次に、第119号議案

「石巻広域都市計画 道路の変更（石巻市決定）について」、賛成の方は、挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。

【大沼会長】

次に、第120号議案

「石巻広域都市計画 公園の変更（石巻市決定）について」、賛成の方は、挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。

【大沼会長】

次に、第121号議案

「石巻広域都市計画 緑地の変更（石巻市決定）について」、賛成の方は、挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。

【大沼会長】 続きまして、第122号議案

「石巻広域都市計画 道路の変更（石巻市決定）について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、第122号議案 石巻広域都市計画道路の変更について説明させていただきます。

最初に位置の確認を御願いたします。

34ページ総括図を御覧ください。今回変更しようとする路線は3路線ございます。

1つ目の路線が3・2・1号河南石巻工業港線。

こちらは起点須江字寺前から終点双葉町までになりますが、黄色で着色している部分を廃止することにより、終点、延長、代表幅員の変更となります。

3・3・11号石巻工業港曾波神線及び3・4・13号石巻工業港運河線につきましては、河南石巻工業港線が一部廃止されることにより、起点と延長の変更となります。

32ページ計画書をご覧ください。

都市計画道路中3・2・1号河南石巻工業港線ほか2路線を次のように変更する。

ゴシック体で記載されている箇所が変更箇所になり、主な変更は起点、終点の変更や延長の変更となります。

河南石巻工業港線におきましては、終点の変更、延長の変更、代表幅員の変更があげられます。

石巻工業港曾波神線及び石巻工業港運河線につきましては、河南石巻工業港線の変更により起点及び延長の変更を行うものです。

35ページ及び36ページの計画図をご覧ください。

黄色で着色されている箇所が廃止する区域、赤色で着色されている箇所が追加する区域となっております。

現在、河南石巻工業港線は終点が36ページで示しておりますとおり双葉町までとなっておりますが、黄色で着色されている箇所が廃止されることで、35ページ左側の赤色で着色された、石巻市重吉町に変更され、それに伴い延長が約4270m、代表幅員が25mに変更されます。

石巻工業港曾波神線は35ページ右側に記載されております。

赤色の部分が追加せれることにより、起点と延長が変更となります。

石巻工業港運河線は36ページ図中央に記載されております。

赤色の部分が追加されることにより、起点と延長が変更となります。

39ページをご覧ください。

こちらは石巻工業港曾波神線の交差点計画図です。

左が北になります。

黄色で着色されている箇所が現在都市計画決定されている道路の区域となりますが、河南石巻工業港線の変更によりスクリーン上のピンク色のラインが廃止され、計画幅員ではなく黒色の現況道路に取り付ける必要があるため、赤色の箇所に修正するものとなります。

40ページは石巻工業港運河線の交差点計画図です。

こちら石巻工業港曾波神線と同様に河南石巻工業港線の変更により道路区域を変更するものです。

32ページ計画書を再度お開き下さい。併せてスクリーンを御覧ください。

今回の変更理由ですが、河南石巻工業港線は、起点である石巻市須江字寺前地区から、門脇字元明神にある明神橋までの区間が主要地方道河南石巻港インター線としてすでに整備済みであります。

また臨港地区内については計画幅員30mのところ、港湾計画において幅員20m道路として位置付けられ、臨港道路としてはすでに整備済みとなっておりますが、石巻市重吉町から、石巻臨港貨物線を越えて、双葉町までの終点区間約3.7kmについては、未整備となっております。

石巻市では平成27年3月より、石巻工業港の後背地にある釜南部地区について、製造業の集積や新たな産業用地の確保を目的とした土地区画整理事業を施行中であり、本路線の未整備区間3.7kmは、その土地区画整理地区内及び隣接に位置しています。このたび、災害危険区域の設定に伴う社会環境の変化や、土地区画整理事業の施行による産業用地への転換などの変化を踏まえ、本路線についても必要に応じた整備内容に見直しを図るものであります。

またJR石巻臨港貨物線についても、約300mの距離に3つの立体交差する道路（①釜大街道線、②門脇流留線、③河南石巻工業港線）が都市計画決定されており、特に、本路線の北側約120mに近接する門脇流留線の立体交差が整備されることから、本路線を整備する必要性や緊急性は乏しいものとなっております、

さらに、臨港地区内に位置する区間については、臨港道路釜北線として整備済みであり、将来的に整備の予定がないことから、これらを踏まえ、本路線の終点位置を見直しするものです。

ただ今御説明いたしました第122号議案につきましては、平成28年9月30日から10月14日までの2週間、案の縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【大沼会長】 それでは、第122号議案について説明がありましたので、御質問等ありましたら御願いたします。

無いようですのでお諮りしてもよろしいですか。

それでは、第122号議案

「石巻広域都市計画 道路の変更（石巻市決定）」、賛成の方は、挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。

【大沼会長】 続きまして、第123号議案

「石巻広域都市計画 地区計画の変更 新蛇田地区計画について」から

第127号議案

「石巻広域都市計画 地区計画の変更 新渡波西地区計画について」

までは、議案内容が類似しているため事務局より一括して説明をお願いします。

【事務局】 第123号議案から第127号までは新市街地の地区計画に関する内容となります。

地区計画とは、適正な土地利用を誘導して、周辺の自然環境に調和した良好な市街地の形成を目指す目的で導入されており、石巻市全体では13地区策定されております。

新市街地の地区計画につきましては、平成26年10月の都市計画決定から随時見直しを図り委員の皆様に審議していただいております。

この度、平成28年2月8日開催の第23回都市計画審議会で審議していただきました第110号から第112号議案までにつきまして、平成28年5月24日付けで新市街地の市街化区域編入及び用途地域の指定を行いました。それらに伴い地区整備計画の内容を一部変更するものでございます。

変更箇所につきましては全地区共通のため一括の説明とさせていただきます。

51ページを御覧ください。

新蛇田地区計画は、現在、石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業が行われております約46.5haに定めております。

42ページを御覧ください。

今回の変更に伴う計画書の変更はございません。

次ページからの地区整備計画の制限内容についてまとめたものを50ページに記載しておりますので御確認下さい。

赤字で記載されている所が今回変更を行う箇所でございます。

石巻市では用途地域の第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域におきまして建ぺい率60%、容積率80%としており、壁面後退を1m、最高高さを10mとする制

限を設けております。

今回、用途地域が第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域と定められた地区においては、地区計画で同等の制限を課しておりますと制限が重複してしまうため地区計画の制限を削除することとしております。

低層住宅地区Aにつきましては、用途地域第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域がまたがっているため制限を残しますが、

低層住宅地区Bにつきましては、用途地域と制限が重複するため容積率の最高限度、壁面位置の制限、高さの最高限度を削除。

沿道業務地区につきましては、用途地域が定められたことにより、用途地域との整合をはかり適正な制限となるよう表現の見直しを行っております。

新蛇田地区計画の変更箇所は以上になります。

続きまして、68ページを御覧ください。

新蛇田南地区計画は、現在、石巻市新蛇田南地区被災市街地復興土地区画整理事業が行われております約27.4haに定めております。

59ページを御覧ください。

今回の変更に伴う計画書の変更はございません。

次ページからの地区整備計画の制限内容についてまとめたものを67ページに記載しておりますので御確認下さい。

赤字で記載されている所が今回変更を行う箇所になります。

新蛇田地区計画と同様に、用途地域が第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域と定められた地区においては、地区計画で同等の制限を課しておりますと制限が重複してしまうため地区計画の制限を削除しております。

低層住宅地区Aにつきましては、用途地域第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域がまたがっているため制限を残し、低層住宅地区B、Cにつきましては、制限が重複するため容積率の最高限度、壁面位置の制限、高さの最高限度を削除。

沿道業務地区につきましては、用途地域が定められたことにより、用途地域との整合をはかり適正な制限となるよう表現の見直しを行っております。

また、新蛇田南地区におきましては低層住宅地区Aに復興住宅の計画があり、復興住宅の建築を可能とする旨の記載を追加しております。

新蛇田南地区計画の変更箇所は以上になります。

83ページを御覧ください。

続きまして、あけぼの北地区計画です。

あけぼの北地区計画は、石巻市あけぼの北地区被災市街地復興土地区画整理事業が行われております約5.6haに定めております。

76ページを御覧ください。

今回の変更に伴う計画書の変更はございません。

地区整備計画の制限内容についてまとめたものを82ページに記載しておりますので御確認下さい。

赤字で記載されている所が今回変更を行う箇所になります。

あけぼの北地区におきまして、用途地域が第一種低層住居専用地域及び二種住居地域と定められております。第一種低層住居専用地域に該当する箇所では地区計画で同等の制限を課しておりますと制限が重複してしまうため地区計画の制限を削除しております。

低層住宅地区につきましては、用途地域が第一種低層住居専用地域となっており、制限が重複するため容積率の最高限度、壁面位置の制限、高さの最高限度を削除。

沿道業務地区につきましては、用途地域が第二種住居地域定められたことにより、用途地域との整合をはかり適正な制限となるよう表現の見直しを行っております。

あけぼの北地区計画の変更箇所は以上になります。

100ページを御覧ください。

新渡波地区計画は、現在、石巻市新渡波地区被災市街地復興土地地区画整理事業が行われております約17.8haに定めております。

91ページを御覧ください。

今回の変更に伴う計画書の変更はございません。

地区整備計画の制限内容についてまとめたものを99ページに記載しておりますので御確認下さい。

赤字で記載されている所が今回変更を行う箇所になります。

新渡波地区計画につきましては、用途地域が第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となっており、第一低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域で定められている壁面後退や高さの制限等はなく、新渡波地区計画の変更箇所としましては、沿道業務地区、既存住宅地区の用途の制限を、用途地域が定められたことにより、用途地域との整合をはかり適正な制限となるよう表現の見直しを行っております。

117ページを御覧ください。

新渡波西地区計画は、現在、石巻市新渡波西地区被災市街地復興土地地区画整理事業が行われております約11.1haに定めております。

108ページを御覧ください。

今回の変更に伴う計画書の変更はございません。

地区整備計画の制限内容についてまとめたものを116ページに記載しておりますので御確認下さい。

赤字で記載されている所が今回変更を行う箇所になります。

新渡波西地区計画は、新渡波地区と同様の変更内容となっており、沿道業務地区、既存住宅地区の用途の制限を、用途地域が定められたことにより、用途地域との整合をはかり適正な制限となるよう表現の見直しを行っております。

ただ今御説明させていただきました、第123号議案から第127号議案までは平成28

年9月30日から10月14日まで案の縦覧を行い、縦覧者、意見書の提出共にございました。

説明は以上となります、御審議のほどよろしく御願いたします。

【大沼会長】 それでは、第123号議案から第127号議案まで説明がありましたので、御質問等ありましたら御願いたします。

【渡辺委員】 私の勉強不足もあるかもしれませんが地区計画上、今まで記載がなかった所に復興住宅の方も入れると説明があったかと思うのですが、そうした場合に周辺の環境だったり住環境だったりとかの問題は特にないんですか。

【事務局】 はい、先行してこれまでに13地区換地をさせていただきましたが、主には区画整理事業ですかね渡波地区もただいま2ヶ所説明させていただきましたが、東側にも区画整理をやっております南境地区とか、周辺では大橋地区で区画整理をやって同様に地区計画を定めておりますが問題という事は無かったかなと。これは届出が必要なんですけれど届出を忘れてしまったという事はありますけれども周辺環境を良くしようという目的でございますので問題はないのかなと思っております。

【大沼会長】 はい、他にいかがでしょうか。参考ということで用途毎に表がありますよね。地区ごとに微妙に違いがあるのですが土地勘がある方は質問、御指摘をいただいてもいいんですが特にないんですか。それではお諮りしてもよろしいですか。

【事務局】 それでは、第123号議案

「新蛇田地区計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

【大沼会長】 次に、第124号議案

「新蛇田南地区計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

います。

【大沼会長】 次に、第125号議案

「あけぼの北地区計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

【大沼会長】 次に、第126号議案

「新渡波地区計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

【大沼会長】 次に、第127号議案

「新渡波西地区計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

【大沼会長】 続きまして、第128号議案

「河北都市計画 地区計画の決定 河北団地地区計画について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】 復興事業部集団移転推進課長の大壁と申します。

座って説明させていただきます。

私の方から第128号議案河北都市計画河北団地地区計画の決定について説明させていただきます。

こちらは新たに地区計画を決定するものとなります。

132ページ総括図を御覧ください。

本地区は、J R石巻駅を中心とする石巻中心市街地から北へ約9 k mの、周囲に田園地帯の広がる旧河北町内に位置し、地区の東部は追波川、西部は国道45号や三陸縦貫自動車道及び河北I C、北部は田を挟んで国道45号や道の駅があり、南部は旧北上川に囲まれている。東日本大震災により移転を余儀なくされた市民の集団移転先として、良好且つ健全な市街地を形成することを目的に整備されています。

こちらの地区におきましては、住宅供給と本市の新たな市街地の形成を図ることを目的として防災集団移転促進事業が現在行われております。

また、こちらの地区へは河北、雄勝、北上の3地区の方々に移転されてくる計画となっております。

このため、本地区に地区計画を導入し、適正な土地利用を誘導して、周辺の自然環境に調和した良好な市街地の形成を目指すものであります。

なお、河北団地地区計画の案の作成におきましては、移転されてこられる方々がワークショップやまちづくり協議会での議論等を経て、将来まで団地の魅力が維持できるように、周辺の自然環境に調和した良好なまち並みにしたいとの意向により案を作成しております。

125ページを御開き下さい。名称は河北団地地区計画

位置は石巻市小船越字二子南下、同字二子畑及び同字二子北下の各一部となっております。面積は約19.4ha。土地利用の方針は主に住宅地として計画しております。

地区施設の整備の方針におきましては、防災集団移転促進事業によって計画的に整備・配置される道路、公園等の公共施設は、この機能が損なわれないよう維持、保全を図ることを目的とし、原則、車両の乗り入れは区画道路から行い、幅員12mの幹線道路からの乗り入れは、まち並みへの配慮、歩道の快適性・安全性の低下、自動車交通流への影響を懸念し、これを制限することとしております。

建築物等の整備の方針は、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合（容積率）の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度（建ぺい率）、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定めております。

また、昔から代々地元で採れる木や石や土などの自然素材を利用して家を建ててきたことから、それら風土が育んだ家が地域の姿を将来の河北団地においても大切にし、自然素材を建材として家づくりに使うことを推奨することで制限を設けております。

130ページを御覧ください。こちらは河北団地地区計画の地区整備計画として制限を設ける内容をまとめたものになります。

地区整備区域名は低層住宅地区非線引き都市計画区域となっております用途地域はございません。

まちづくりの方針は、戸建住宅を主体とし、住環境に悪影響を及ぼさない兼用住宅の立地を許容した住宅地区形成を図るものとしております。

用途の制限は第1種低層住居専用地域並みとしており、

容積率の最高限度が100%

建ぺい率の最高限度が50%

敷地の最低限度が180㎡

壁面位置の制限が道路境界線より1.5m、その他隣地境界線が1mとしております。

高さの最高限度は10m及び北側斜線に準じた制限

建築物の形態又は意匠の制限は、屋根形状、マンセル値での色の制限がございます。

かき又はさくの構造制限は、高さ1.2m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設定してはならない。

ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではないとしております。

133ページ計画図を御覧ください。地区面積が約19.4haであり地区計画区域全体を低層住宅地区として定めております。

138ページを御覧ください。土地利用計画図になります。

地区内は戸建住宅用地及び復興住宅用地として整備され、自力再建154戸、復興公営住宅230戸、総戸数：384戸が整備される予定となっております。また赤枠で囲まれた宅地ですが、こちらは幹線道路からのみ乗入を行う区画となっております。

139ページを御覧ください。

青色で示しておりますのが、幅員12mの幹線道路となっております。

こちらの河北団地地区は公共施設等の機能が損なわれないよう維持、保全を図ることを目的とし、原則、車両の乗り入れは区画道路から行うこととしており、先ほどの赤枠で囲まれた宅地は幹線道路にのみ接していることから、例外的に乗入を可としている宅地になります。それ以外の宅地は幹線道路ではなく、区画道路からの乗入となります。

ただ今ご説明いたしました第128号議案につきましては、平成28年9月30日から10月14日までの2週間、案の縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく御願いたします。

【大沼会長】 それでは第128号議案について説明がありましたので御質問ありましたら御願いたします。

【大橋委員】 それでは質問させていただきます。中央部に大変大きな公園がございます。至るところに公園と広場点在していますけれどもまず、公園と広場の違い、どの様に違うのか、これだけの面積の中での公園とか広場のガイドラインとしてどの位の面積が必要かあるのかどうか、その辺よろしく御願いたします。

【大沼会長】 事務局、よろしく御願いたします。

【事務局】 広場と公園ですが公園と致しましては都市公園として管理するものを公園と表現させていただいております。広場と表現しているものはその地区等で管理していただく、ベンチ等々は用意しますけれども植栽であったりは公園の方で対応させていただいて、広場は地区の方々に管理していただくものと考えております。広さに関しましては防災集団移転促進事業の中で住宅地の必要面積に対する公共施設の割合が決まっておりますので計画内の面積内で収めている所になります。

【大橋委員】 その割合というのはどの位必要なんですか。

【事務局】 全体の造成する面積の約3割となっております。えっと、3パーセントですね。

【大橋委員】 3パーセントと3割ではかなり違いますが。

【事務局】 集団移転推進課の今野と申します。ただ今説明した30パーセントというのは防災集団移転促進事業における公共施設の割合であって先程御指摘のございました公園の割合につきましては通常の開発のとおり3パーセント以上を設定する事となっております。ちなみにこちらの河北団地ですけれども公園と広場を合わせまして9パーセント弱という計画となっております。参考までに御報告いたします。

【大沼会長】 はい、よろしいでしょうか。他に。

【阿部委員】 二子団地は地盤が軟弱だという事で地盤改良をする為かなり遅れている地域だと。土地の面積に対しての建ぺい率50パーセント、中々土地の利活用しにくいのかなと思うんですけど、どうして50パーセントなんですか。

【大沼会長】 事務局、よろしく御願います。

【事務局】 この審議の前に新市街地の地区計画の方の説明もあったかと思うんですけども、そっち側の場合ですと用途地域におきまして建ぺい率が60パーセントに設定してございます。新市街地と河北地区の違いについて御説明させていただきたいんですけども、新市街地の方は地区毎にハッキリしたところは決まってないのですが概ね約230㎡程度の宅地、一つの敷地面積となっております。ただし、こちらの方の河北団地については一つの宅地が百坪ということで計画になっておりますので百坪を単純に建ぺい率50パーセントにしますと50坪の建物が建てられる様になりますし、新市街地はどうしても地価が高いですし宅地の面積も限りがありますのでそういった230㎡にするとそれが6

0パーセントでどこまで建つかと言うと42坪の建ぺい率の建物が建つような計算になります。よって河北団地の方が50パーセントの制限になりますが十分な建物が建つ設定と地区の方も認識しておりますし我々もそういう風に考えております、以上です。

【大沼会長】 はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

【高橋委員】 質問なんですが135ページの調整池なんですけれども先程の新市街地もあるものがないものがあったんですけれども、ルールがあつて何ヘクタール以上の開発だと開発要綱みたいな定めがあるのか、ゲリラ豪雨じゃないけどある区域以上じゃないと調整池はいらぬ、細かくいっぱい集まってくると結果的にここは元々田んぼが広域のアスファルトになっちゃう、その辺りどうなっているのか

【大沼会長】 事務局の方、大丈夫ですか。

【事務局】 それでは、間違えていたら申し訳ないですけど、私の認識だと1ha以上の場合、防災調整池の設置が必要になってくると思います。こちらの河北団地にも調整池があるんですけれども、こちらについては北上川の方に最終的には放流する形になるんですけれども、そちらの方の水位と宅地の方の高さを検討いたしましてどうしても自然流下で常時排水させることが出来ませんので一定量溜めるための防災調整池を整備して放流する計画で進めております。ちょっと回答になっていないかもしれませんが申し訳ありません以上です。

【事務局】 新市街地につきましても全ての地区に調整池は設けてあります。

【高橋委員】 図面に載っていないだけですか。

【事務局】 図面の方にも載せています。

【高橋委員】 載っていましたが、ありがとうございます。

【大沼会長】 よろしいでしょうか。他に。

【渡辺委員】 単純に分からなかったんですけど、この計画書の中で原則、幹線道路以外の歩道への乗り入れは制限すると書いてあるんですが、これは団地の中の住民は幹線道路が接道していない方は乗り入れ禁止なんですかね。その場合、車がないと生活厳しいのかなと思うんですけど、どの様に御考えですか。

【事務局】 ただ今の御質問にお答えします。資料の138ページを御覧いただきたいんですけども、こちらの方に実際に幹線道路からのみ乗り入れをできる区画を赤で記しております。こちらの方に関しては青もそうなんですけれども通常の区画道路から乗り入れが出来ないのでこの方のみは幹線道路から乗り入れさせていただきますがそれ以外の方に関しては区画道路に面しておりますのでこちらからの乗り入れを御願いますと。説明不足でした申し訳ありません。

【大沼会長】 はい。白土さん御願います。

【白土委員】 私も河北町の近くで生まれているので良く分かっている場所なのですが今、説明の中でちょっと分からなかったのが赤はここしか接道が取れないからいいんですけど青が一個ありますよね、この地区約380戸で1戸しか店舗併用住宅はないんですか。

【事務局】 こちらの方、全体で協議会とか地区の代表者の方がこの幹線道路にまず優先順位として張りつける方で店舗兼住宅の方それで店舗をやる、再建したいという方が御一人しかいなかった。今後、防災集団移転なので住宅の供給になりますので沿道業務用地とかそういった意味合いでは今回こちらの団地はございませんけれども今後、住宅の割合が50パーセント以上住宅であればという所もございまして防災集団移転促進事業の補助申請の内容にもあるんですが早い地区で今年度末から3工区に分かれて、住宅供給するんですが今年度末に1工区、来年度10月、来年度3月と住宅供給なるんですがその段階で再建方法の御相談を受ける様になるのかなと思っております。

【大沼会長】 はい、ありがとうございます。他になにか。お諮りしてもよろしいでしょうか。

それでは、第128号議案

「河北都市計画 地区計画の決定 河北団地地区計画」、賛成の方は、挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【大沼会長】 全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

【大沼会長】 以上で本日の議事は終了となります。
最後に、事務局から何かございましたら御願いたします。

【事務局】 はい。先程私の説明で間違いがありましたので訂正の方を御願いたしたいと思います。119号議案、120号議案、121号議案の縦覧期間の事です。平成28年2月26日から3月11日までの2週間の案の縦覧と発言しましたが正しくは平成28年9月16日から9月30日までの2週間の案の縦覧でした。

【大沼会長】

それでは、長時間にわたってどうもありがとうございました。

これで審議会を終わらせていただきます。御協力どうもありがとうございました。